

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院再建事業  
基本設計コンストラクション・マネジメント業務委託  
に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院再建事業基本設計コンストラクション・マネジメント業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法のほか、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院再建事業基本設計コンストラクション・マネジメント業務委託

(2) 委託業務の期間

契約締結日の翌日から令和9年3月5日（金）まで

(3) 委託業務の内容

別添の「業務委託仕様書」に記載のとおり

(4) 支払条件

委託料は以下の条件で支払う。

- ① 支払年度割 令和8年度 100%
- ② 前金払 なし
- ③ 部分払 なし

3 予算額

31,641,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

支払いに疑義が生じた場合には、双方が誠意を持って協議のうえ定める。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

基本的要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 単体企業とする。
- (2) 一部事務組合下北医療センター指名競争入札参加者資格停止要綱による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6

号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められること。

- (6) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受け、直接的な雇用関係にある一級建築士5名以上所属していること。
- (8) 直接的な雇用関係にあるCCMJ（（一社）日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネージャー）が5名以上所属していること。
- (9) 平成23年4月1日から令和8年3月31日までの期間に当該業務と同種の業務の受託実績があること。  
同種業務：日本国内で総病床数200床以上又は延床面積10,000㎡以上の病院の新築（建て替えを含む）に関する設計者選定段階及び基本設計段階のコンストラクション・マネジメント業務を元請けとして受託した実績を有すること。
- (10) 一級建築士及び認定コンストラクション・マネージャーの資格を有し、上記（9）の業務の履行に管理技術者として携わった実績を有する者を、管理技術者として配置すること。

## 6 応募書類の提出等について

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次の各号に基づき、参加申込書等を提出すること。（様式は当院ホームページからダウンロードすること）

### (1) 参加申込書の提出

#### ① 提出書類

ア 参加申込書（第1号様式）

イ 会社概要（第2号様式）

※次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 法人登記簿謄本

(イ) 印鑑登録証明書

(ウ) 本店、本店所在地に係る次の納税証明書

- ・申請日以前3か月以内に発行された令和7年度分のもの。
- ・決算の関係で令和7年度分が発行されない場合は、直近1年分のもの。
- ・各税について、課税されていない場合も不課税の証明書又は未納が無いことの証明書を提出すること。
- ・固定資産税について、東京都23区内の場合に限り都税の証明書を提出すること。これ以外の場合については、市町村税の証明書を提出すること。

i 【国税】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書その3の3）

ii 【都道府県税】法人都道府県民税、法人事業税、固定資産税（都税のみ）

iii 【市町村税】法人市町村民税、固定資産税

(エ) 組織図

ウ 業務実績調書（第3号様式）

エ 誓約書（第4号様式）

オ 配置技術者調書（第5号様式）

(ア) 第5号様式②は管理技術者について、第5号様式③は主任担当技術者（ただし、配置する場合に限る。）について、第5号様式④は担当者について記載すること。

(イ) 「業務実績」には、5 (9) に掲げる同種業務の実績を記載すること。ただし、本プロポーザルの公告の日前に業務を完了したものに限る。

(ウ) 「手持業務の状況」は、契約予定日から令和9年3月5日までの期間において、担当する業務について記載すること。

(参加申込書類作成上の留意点)

- ・各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。
- ・用紙の大きさは、全てA4サイズとし、色合いは白黒2色とする。
- ・記入欄が不足する場合は、適宜増やして使用すること。

② 提出期限

令和8年5月18日(月)午後5時まで

③ 提出方法

持参又は郵送のみとする。(郵送の場合は5月18日(月)必着とする。)

持参の場合は、必ず事前に連絡のうえ、提出先に持参すること。郵送の場合は、書留郵便にて提出すること。

④ 提出先

後述の「13 問い合わせ先・提出先」を参照

⑤ 参加資格要件の審査結果通知

参加要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を参加表明者全員に「参加資格審査結果通知書(様式第6号)」により随時通知する。

参加を承認した事業者には選考会(ヒアリング)の案内も併せて通知する。

(2) 企画提案書の提出

参加資格要件を満たした事業者は以下の書類を提出すること。

① 企画提案書(第7号様式)

② 業務実施に関する調書(第8号様式)

ア 第8号様式①は、当該業務を実施するに当たっての取組方針、配慮すべき事項等を記載すること。

イ 第8号様式②は、当該業務を実施するに当たっての手法として、取組体制、工程計画等を記載すること。なお、協力者(事務所等)がある場合は、保有する資格、その名称、分野及び体制なども合わせて記載すること。

③ 提案事項に関する調書(第9号様式 参考様式)

ア 基本設計の作成を円滑に進めるため、どのような支援をしていくか、現時点での考え方を提案してください。

イ 建設費が高騰している中において、コスト削減を図るため、どのような整備手法で進めていくか、現時点での考え方を提案してください。

ウ 業務委託仕様書に記載のサウンディング型市場調査について、発注方式の比較検討及び施工者の参加意欲を把握するうえで、現時点で効果的と考えられる手法等を提案してください。

エ むつ総合病院再建事業によって新築する病棟について、より良い施設を計画するうえで、ア～エ及び本業務の業務委託仕様書以外で、応募者の独自の発想で追加する業務があれば提案してください。

※第9号参考様式については任意の様式・分量で作成しても構わないが、提案事項1項目につき日本産業規格A4版片面2ページ(A3版片面折込みの場合は1ページ)を限度とし、プレゼンテーションの持ち時間等を考慮して作成すること。

④ 参考見積書（第10号様式）

本業務を受託するに当たって、見積価格（消費税及び地方消費税を除く。）を記載すること。なお、業務別内訳書を添付すること。

（企画提案書類作成上の留意点）

- ・用紙の大きさは、A4版又はA3版片面折込みとしカラー表現を認める。プレゼンテーションの持ち時間を考慮して作成すること。
- ・文字は、判読可能なサイズ（11ポイント以上を推奨）とする。必要に応じて図や写真等を用いても構わない。
- ・記入枠に収まらない場合は、適宜広げること。

⑤ 提出期限

令和8年6月8日（月）午後5時まで

⑥ 提出方法

持参又は郵送のみとする。（郵送の場合は6月8日（月）必着とする。）

持参の場合は、必ず事前に連絡のうえ、提出先に持参すること。郵送の場合は、書留郵便にて提出すること。

⑦ 提出先

後述の「13 問い合わせ先・提出先」を参照

⑧ 提出部数

12部（原本1部、複写11部、CD-R（PDF形式）1枚）

7 ヒアリングの実施

企画提案書を提出した事業者（以下「企画提案者」という。）は以下によりヒアリングを実施する。

（1）日時

令和8年6月18日（木）（予定）※時間は別途通知する。

（2）場所

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院研修室1（血液浄化センター2階）

（3）ヒアリング時間（非公開）

35分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答20分程度）とする。

（4）説明資料

提出書類と同一の内容を映写してプレゼンテーションを実施する場合、電源、プロジェクター、スクリーンは事務局が準備するが、パソコン等は企画提案者が準備すること。

（当院で準備できる機器）

プロジェクター：1台（EPSON製 EB-1785W）

液晶モニター：1台（JANNEXT製 JN-VT6500UHDR）

（5）参加者

企画提案者の参加者は4名以内とする。

8 プロポーザルに関する質問

質問がある場合は、次の手順により提出すること。

（1）提出方法

質問回答書（第11号様式）により、FAX又は電子メールで提出のこと。（送信後、必ず電話により到達の確認を行うこと。）

(2) 提出期限

①参加申込みに関する質問：令和8年4月30日（木）午後5時まで

②企画提案書（ヒアリングも含む）に関する質問：

令和8年5月26日（火）午後5時まで

(3) 提出先

後述の「13 問い合わせ先・提出先」を参照

(4) 回答方法

①参加申込みに関する回答：令和8年5月11日（月）まで

②企画提案書（ヒアリングも含む）に関する回答：令和8年6月2日（火）まで  
むつ総合病院ホームページ上に、適宜掲載する。

むつ総合病院「病棟整備情報」<https://hospital-mutsu.or.jp/seibi/>

(5) その他

提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受付しない。また、本プロポーザルに関連性のない質問については一切受付しない。

9 審査方法

審査方法は、提出された参加申込書と企画提案書及びヒアリングの内容を、プロポーザル審査委員会が審査する。

10 審査結果

審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通知書（第12号様式）により通知するとともに、通知書発送後、当院ホームページに掲載し公表する。

11 契約の締結

審査によって受注候補者を1者、次点者1者を選定する。受注候補者の選定後、受注候補者に優先契約交渉権が与えられ、一部事務組合下北医療センター（以下（当組合）という。）と受注候補者は本業務の契約締結交渉を行う。なお、契約に当たっての条件は、以下のとおりとする。

(1) 契約方法は、随意契約とする。

(2) 予定価格は、当組合の算出した金額とする。契約限度額は31,641,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とするが、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

(3) 交渉が整わない場合は受注候補者との契約手続きは不調とし、改めて次点者との契約手続きを開始する。

12 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

ア 提出されたすべての書類は返却しない。

イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない。

ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とし、2案以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

エ 企画提案書の内容は、専門知識を持たない者でも理解できるように、わかりやすい内容にすること。

オ 発注者が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合。

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

オ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合。

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、情報公開の請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼすおそれのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

(7) 守秘義務

本プロポーザル実施に当たり、当院から貸与した資料等については、本プロポーザル参加における「企画提案書」作成のための資料のみ使用・活用することとし、それ以外の目的に使用・活用することはできない。

(8) 審査結果について

審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して、7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

(9) 参加等に対する制限について

ア 本業務へ参加申込書を提出した者は、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院再建事業基本設計業務委託に係るプロポーザル及び開院支援業務委託に係るプロポーザルへは参加できない。

イ 本業務の受注者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にあたる者および親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院再建事業基本設計業務委託及び開院支援業務委託の受注者となることができない。

1.3 問い合わせ先・提出先

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院事務局施設整備課  
〒035-8601

青森県むつ市小川町一丁目2番8号

電話 0175-22-2111 (内線3122)

FAX 0175-22-4439

電子メール shisetsuseibi@hospital-mutsu.or.jp